

電力需給状況改善のための融通電力の送電について (5月5日送電分)

2026年5月5日
北陸電力送配電株式会社

本日（5月5日）、当社は、電力広域的運営推進機関に電力融通（下げ代不足融通）を要請し、他一般送配電事業者へ電力を送電するよう指示を受けましたので、お知らせいたします。

これは、北陸エリアの火力発電設備や再生可能エネルギーの出力抑制などの対応を行ってもなお、供給が需要を上回り（下げ代不足）、電気の需給状況が悪化するおそれがあったことから、「再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法施行規則」および電力広域的運営推進機関の「送配電等業務指針」において定められている「優先給電ルール」に基づく需給調整措置を講じたものです。

当社は引き続き、電力の安定供給に努めてまいります。

【電力広域的運営推進機関からの融通送電指示内容】

5月5日（火）6時30分から8時00分 最大11.5万kW

（中部電力パワーグリッド株式会社、中国電力ネットワーク株式会社へ送電）

以上

<参考> 優先給電ルール

優先給電ルール	
出力制御等の順番	① 一般送配電事業者が調整力としてあらかじめ確保した「発電設備等の出力抑制」・「揚水発電設備の揚水運転」・「需給バランス改善用の蓄電設備の充電」および一般送配電事業者からオンラインで調整ができる「発電設備等の出力抑制」・「揚水発電設備の揚水運転」・「需給バランス改善用の蓄電設備の充電」
	② 一般送配電事業者からオンラインで調整できない火力電源等の発電設備の出力抑制および揚水発電設備の揚水運転
	③ 長周期広域周波数調整（地域間連系線を活用し供給エリア外への供給）
	④ バイオマスの専焼電源の出力抑制（地域資源バイオマス電源を除く）
	⑤ 地域資源バイオマス電源の出力抑制
	⑥ 自然変動電源（太陽光・風力）の出力抑制
	⑦ 電気事業法に基づく電力広域的運営推進機関の指示（需給状況の悪化時の指示）
	⑧ 長期固定電源の出力抑制